千葉みなと1号小型浮桟橋を 定係場とする旅客船事業者募集要項

令和3年12月1日

(令和3年12月2日一部追記)

千葉市都市局海辺活性化推進課

1 募集背景

本市の千葉みなとエリア(千葉市中央区中央港1丁目)では、2基の小型浮 桟橋(以下「桟橋」という)を遊覧船やクルーズ船等に活用するとともに、旅 客船ターミナル等複合施設の管理者などが一体となって、地域の賑わいづくり を推進し、開かれたみなとづくりに取り組んでいるところである。

本募集は、桟橋を定係場として事業を展開し、千葉みなとエリアの活性化に寄与することのできる、高い運航意欲を持つ旅客船事業者を募集するものである(以下「本募集」という)。

※ 千葉港の港湾管理者は千葉県であるが、千葉みなとエリアの小型浮桟橋、緑地の一部等については、「千葉みなと駅前港湾緑地及び旅客船さん橋等の管理運営に関する協定書」により、千葉市が管理を行っている。 (平成28年4月1日以降)

2 募集内容

令和4年4月からの3年間(令和4年4月~令和7年3月末)、千葉みなと1号小型浮桟橋の陸側を定係場として運航する旅客船事業者を募集し、みなとの活性化に寄与する旅客船事業者1者を選定する。

なお、本募集は、大人数が乗船でき、日常的な港内遊覧に対応可能な船舶 を対象とする。

3 桟橋諸元等

(1) 位置:別添位置図のとおり

(2) 諸元:下表のとおり(平面図・構造図は別添資料参照)

		千葉みなと 1 号浮桟橋				
港湾施設名						
構造形式		RC ハイブリッド製				
浮体長		50m				
浮体幅		10m				
計画水深		2. 0m				
, ,	係船設備	係船柱:150kN×6基 50kN×6基 係船環:φ200×10基				
付 帯	防舷材	20 基				
付帯施設	救命設備	_				
ii.X	その他	屋根 340 ㎡·照明				

4 係留条件

- (1) 申請する船舶は1隻とし、全長13m前後から35m前後であること。
- (2) 本募集での係留期間は3年間(令和4年4月~令和7年3月末)とする。なお、令和7年4月以降の係留場所としての活用及び募集の有無等については、今後の桟橋利用実績を踏まえ千葉市が判断する。
- (3) 旅客船事業者は、申請の船舶を使用し、年間200日以上(チャーター含む) 運航すること。なお、不可抗力によらない欠航が相次ぐなど、運航状 況等が不良である場合は、係留許可を取消しする。
- (4) 旅客船事業者は、「一般旅客定期航路事業」又は「旅客不定期航路事業」 の許可を得ること。
- (5) 旅客船事業者は、運航や問合せ、緊急時等に適切かつ迅速に対応する ために必要となる体制を確保すること。
- (6) 係留に必要となる防舷材は、旅客船事業者の負担により用意すること。 なお、桟橋に損傷を与えた場合は、旅客船事業者の負担により原状回 復するものとする。
- (7) 荒天時、桟橋への係留が困難となった場合、又は千葉市が離桟指示を出した場合は、旅客船事業者の責任と費用負担により避難地を確保し、避難すること。
- (8) 本募集箇所において他船の一時利用を認める場合があるため、他船の 一時係留に応じることとし、その際に生じる費用等については、旅客 船事業者の負担とする。
- (9) 旅客船事業者は、千葉市みなと活性化協議会※に加入することとし、みなとオアシス千葉みなとの活性化に繋がる取組みを行うこととする。
 - ※「みなとオアシス千葉みなと」の構成施設の所有者や管理者、関係事業者で構成する組織。千葉みなとの活性化に向けて地域振興を担っている。

5 桟橋の使用料等(令和3年11月時点)

- (1)使用料:月額 132円(総トン数1トンあたり) 根拠 千葉県港湾管理条例第四条第一項 使用料及び手数料条例第三条第二項別表第二
- (2)納付時期:桟橋使用料については、桟橋の使用期間の初日から起算して4週間以内に納付し、それ以降の納付については、四半期ごとに使用期間の初日から起算して4週間以内に納付すること。

6 旅客船ターミナルの利用

旅客船事業者は、運航に必要となる待合所、券売所として、桟橋近傍の市 有地(中央区中央港1丁目205番1)に所在する旅客船ターミナル内施設(チ ケットカウンター)を利用することができる。

なお、1号桟橋、2号桟橋を定係場とする事業者が複数の場合は、共同で旅 客船ターミナル(チケットカウンター)を利用することとする。

7 注意事項

- (1) 申請にあたっては、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局との航路許可 事前調整を済ませておくこと。
- (2) 千葉県港湾管理条例による定係場使用期間は、令和4年4月1日からと なる。
- (3) 桟橋への試験係留期間を令和3年12月6日(月)から12月20日 (月)までとする。
- (4) 申請を希望する者は、必ず<u>エントリーシートを提出すること。</u> なお、エントリーシートの提出がなかった場合は、申請は受け付けない。
- (5) 桟橋は、市民に開かれたみなととして、みなとの活性化を目的に整備されたものであり、イベント時や繁忙期、千葉市関連事業に際しては、船舶の一時移動を依頼する場合があるため、旅客船事業者は依頼に応じることとし、その際に生じる費用等については、旅客船事業者の負担とする。
- (6) 桟橋は公共施設であり、船舶係留に伴う私物化、倉庫利用等は認められない。
- (7) 施設の状況により桟橋が使用できない場合は、当該期間中の係留場所 を千葉市が指定する近隣の係留施設とし、移動等にかかる費用は、旅 客船事業者の負担とする。
- (8) 旅客船運航状況把握のため、桟橋を活用した運航実績について、実施した月の翌月7日までに千葉市に報告を行うこと。
- (9)(5)~(8)に関する千葉市の要請に従わない又は申請内容に虚偽がある ことが判明した場合は、係留許可期間中であっても許可を取消しする ことができる。

8 提出書類

- (1)申請書及び誓約書(第1号様式/第2号様式)
- (2) 申請者の法人概要 (パンフレットなどの既存資料など)
- (3) 申請船舶の諸元及び写真(第3号様式)

- (4) 事業計画書(第4号様式)
- (5) 事業計画の考え方(第5号様式)
- (6) 旅客船事業の運航実績(第6号様式)
- (7) 運航体制(第7号様式)
- ※上記以外にも審査に必要な書類の追加提出をお願いする場合があります。

9 エントリーシートの提出方法

- (1)受付期間:令和3年12月17日(金)正午まで受付
- (2) 提出方法:電子メール又はファクシミリにて提出すること。
- (3) 試験係留日回答:受付日から起算して、5日以内に提出者宛に電子メール又はファクシミリにて回答する。

10 質問及び回答

本募集要項等について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を随時受け付ける。

- (1) 質問受付期間 令和3年12月13日(月)午後5時まで受付
- (2) 質問方法 電子メール又はファクシミリにて提出すること。 なお、電話・ロ頭及び期限後の質問は一切受け付けない。質問があった場合、質問者以外の申請エントリー があった者全員に質問とその回答を提示する。

11 申請受付期間及び申請方法

令和3年12月20日(月)午前9時から申請を受け付けることとし、令和4年1月4日(火)午後5時までに下記まで持参又は郵送(必着)すること。

 $\mp 260 - 8722$

千葉市中央区千葉港2番1号

千葉中央コミュニティセンター3階

千葉市都市局海辺活性化推進課 みなと班

電話: 0 4 3 - 2 4 5 - 5 3 4 8 / ファクシミリ: 0 4 3 - 2 4 5 - 5 6 9 5

電子メール: umibe. UR@city. chiba. lg. jp

12 事業者の決定

以下の項目に基づき審査を行い、最も評価の高い者を旅客船事業者に決定する。なお、評価点が60点未満の場合は選考外とする。

審査項目	審査内容	配点 (100点満点)
提案船舶	・より多人数の乗船に対応できる船舶であるか ・市民に親しみを持たれる船舶か ・運航以外の提案においても集客力の高い船舶か	30点
事業計画	・みなとの活性化に寄与する事業計画か・多くの一般客の乗船が見込める料金設定か・子供達に対し教育の場を提供できるか・実現性が高い事業計画か	30点
意欲・工夫	・千葉みなとの新たな船舶需要の掘り起こしや独自の着眼点、営業意欲を持っているか・広告や宣伝等により話題性を生み出すことができるか・周辺事業者との連携による相乗効果が期待できるか	20点
過去の実績	・十分な運航実績、経験を持っているか ・旅客船事業でのノウハウを持っているか	10点
運航体制	・安定した運航及び営業体制となっているか・緊急時に対応できる体制となっているか	10点

13 結果通知

- (1) 令和4年1月下旬を目途に審査結果を申請者宛に通知する。
- (2) 選考結果は千葉市ホームページ等により公表する。

14 スケジュール

令和3年 12月 1日(水)公募開始、エントリーシート受付開始

12月 6日(月)試験係留開始(12月20日終了)

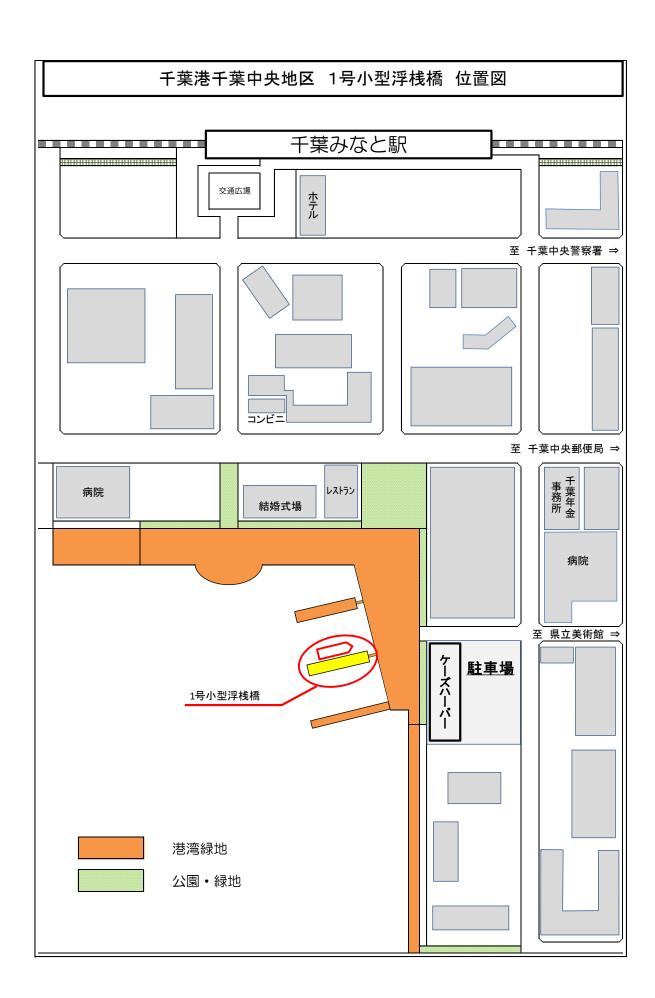
12月17日(金)エントリーシート受付終了

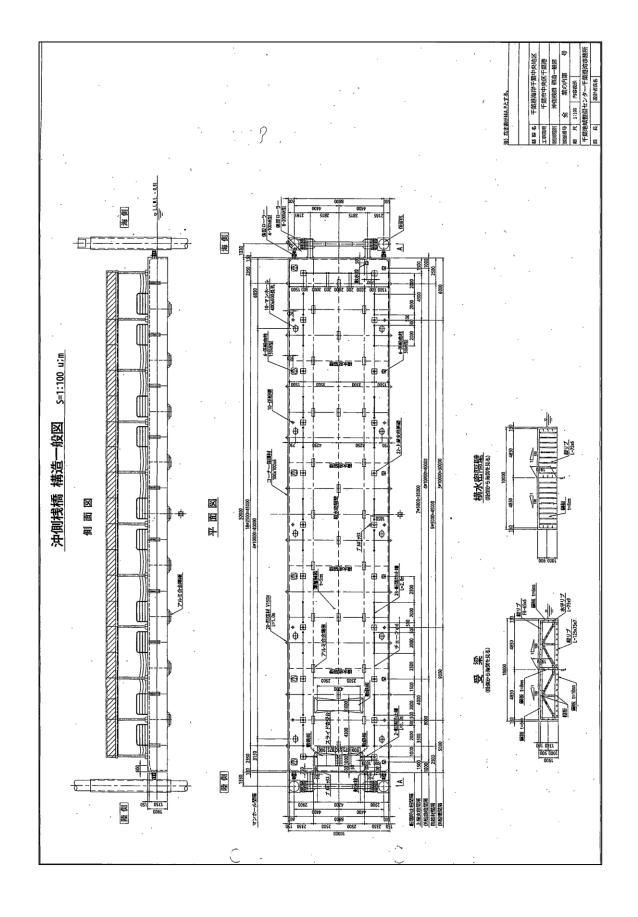
12月20日(月)申請書受付開始

令和4年 1月 4日(火)申請書受付終了

1月13日(木)審査・発表

4月 1日(金)運航開始





年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者 所在地(〒 一)

法 人 名 印 代 表 者 電話番号 担当者名 電子メール

千葉みなと1号小型浮桟橋を定係場とする旅客船事業者募集申請書

「千葉みなと1号小型浮桟橋を定係場とする旅客船事業者募集」について、 以下のとおり申し込みます。

○添付書類

- (1)誓約書(第2号様式)
- (2) 申請者の法人概要
- (3) 提案船舶の諸元及び写真(第3号様式)
- (4) 事業計画書(第4号様式)
- (5) 事業計画の考え方(第5号様式)
- (6) 旅客船事業の運航実績(第6号様式)
- (7) 運航体制(第7号様式)

年 月 日

囙

(あて先) 千葉市長

申込者 所在地(〒 一)

誓 約 書

「千葉みなと1号小型浮桟橋を定係場とする旅客船事業者募集」の申込にあたり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

- 1 申込書の添付書類(以下「添付書類」)に記載した事項は事実と相違ないこと。また、募集要項の「4 係留条件」「7 注意事項」を遵守すること。
- 2 本募集の旅客船事業者として選定された場合、添付書類の事業計画に沿っ た
 - 運航に努め、千葉みなとの賑わい創出に努めること。
- 3 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- 4 各種行政機関等において、指名停止の措置を受けていない者であること。
- 5 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- 6 事業所の所在地において都市計画法に違反していないこと。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属している者でない こと。
- 8 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。

船舶諸元·写真

船名(船種)	船舶番号又は船体識別番号	
船籍港又は定係港	進水年月	
船舶所有者	旅客定員	
総トン数	全長及び登録長	
全幅	航海速力	

※「船舶国籍証書」「船舶検査証書」「船舶明細書」「船舶検査手帳」の写しを添付してください。

外観(近)左舷斜め45度※	必須	外観(遠)左射	舷斜め45度※必須
外観(前)※必須	外観(左舷真横)	※必須	外観(後)※必須
船内(客室)※必須	i	特徴ある	5設備等※任意

事業計画書(提案船舶を使用した企画)

(1) 運航企画

	コース名称	運航頻度	料金	年間集客見込み	備考
	航路				
	時間				
1					
2					

(2) 係留時の企画(船内イベント等)

	企画名称	料金	イベント内容	備考
1				
2				

記入欄、行数等不足の場合は追加してください。また、自由書式にて追加することも可能です。

事業計画の考え方(創意・工夫)

(1) 運航企画

	項目	内容(なるべく詳しく記入願います)
1	周知方法・広報媒体	
2	想定する利用者層	
	(どのエリアの、どのよう	
	な利用者層にセールスし	
	たいと考えているか)	
3	運航企画	
	(みなとの立地特性や船	
	上の景観等コースの特徴)	
4	係留時の企画	
	(係留したままでも集客	
	できるイベント等の提案)	
5	自由提案	
	(みなとの賑わいについ	
	て取り組みたい事項など)	
L		

記入欄、行数等不足の場合は追加してください。また、自由書式にて追加することも可能です。

旅客船事業の運航実績

	航路概要	使用船舶	運航頻度	乗船料金	年間実績	備考
	運航時間	(トン数)			(乗船者数・運航回数)	
1						
2						
3						
4						
5						
6						

記入欄、行数等不足の場合は追加してください。また、自由書式にて追加することも可能です。 また、クルーズの案内実績等がある場合は、添付してください(任意)。

運航体制

	項目	内容	備考
	申請者	法人名	
1		氏名	
		電話	
	生人坛长英珊	法人名	
2	安全統括管理	氏名	
	者	電話	
	運航管理者	法人名	
3		氏名	
		電話	
	船員	提案船の船員	
		数	
4		自社の船員数	
		(提案船の船	
		員を含む)	
	営業担当	法人名	
5		氏名	
		電話	

備考欄:申請者と運行管理者・営業担当などの所属が異なる場合は、申請者との関係がわかる ように記載してください。

本申請船舶に係る事業拠点について、市内に拠点配置の予定はありますか あり・なし

「あり」の場合の想定場所 (千葉市 区)